

静岡県告示第319号

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項の規定により、次のものを静岡県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年4月15日

静岡県知事 鈴木康友

種別	有形文化財（工芸品）
名称	鰐口 応安二年の陰刻銘あり
員数	1口
所在地	浜松市天竜区大谷568（浜松市立内山真龍資料館）
所有者	峯熊阿弥陀堂